

新規上場申請のための有価証券報告書  
( I の部 ) の訂正報告書

株式会社コンフィデンス

## 【表紙】

【提出書類】	新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）の訂正報告書
【提出先】	株式会社東京証券取引所 代表取締役社長 山道 裕己 殿
【提出日】	2021年6月9日
【会社名】	株式会社コンフィデンス
【英訳名】	Confidence Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 澤岨 宣之
【本店の所在の場所】	東京都新宿区新宿二丁目5番10号
【電話番号】	03-3350-7800（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 永井 晃司
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区新宿二丁目5番10号
【電話番号】	03-3350-7800（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 永井 晃司

## 1【新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）の訂正報告書の提出理由】

2021年5月24日付をもって提出した新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）の記載事項のうち、「第一部 企業情報 第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」、「第一部 企業情報 第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」、「第一部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」、「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 ① ストックオプション制度の内容」、「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 3 配当政策」、「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等 (1) コーポレート・ガバナンスの概要」、「第一部 企業情報 第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (2) その他」、「第四部 株式公開情報 第1 特別利害関係者等の株式等の移動状況」及び「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況 1 第三者割当等による株式等の発行の内容」の記載内容の一部を訂正するため、新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）の訂正報告書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

第一部 企業情報	1頁
第2 事業の状況	1
1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	1
3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	2
第3 設備の状況	3
3 設備の新設、除却等の計画	3
第4 提出会社の状況	4
1 株式等の状況	4
(2) 新株予約権等の状況	4
① ストックオプション制度の内容	4
3 配当政策	10
4 コーポレート・ガバナンスの状況等	10
(1) コーポレート・ガバナンスの概要	10
第5 経理の状況	11
1 連結財務諸表等	11
(2) その他	11
第四部 株式公開情報	13
第1 特別利害関係者等の株式等の移動状況	13
第2 第三者割当等の概況	15
1 第三者割当等による株式等の発行の内容	15

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_\_ 罫で示してあります。

## 第一部【企業情報】

### 第2【事業の状況】

#### 1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

##### (5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

###### ①人材事業

###### d. 内部管理体制の強化

##### (訂正前)

当社グループにおける人材事業が急速な事業環境の変化に適応しながら持続的に成長していくためには、各種業務の標準化と効率化を図ることが重要と認識しております。そのためには、全社従業員が業務フロー・マニュアル・規定を遵守することを一層徹底させるとともに内部管理体制の強化を図ってまいります。

##### (訂正後)

当社グループにおける人材事業が急速な事業環境の変化に適応しながら持続的に成長していくためには、各種業務の標準化と効率化を図ることが重要と認識しております。そのためには、全社従業員が業務フロー・マニュアル・規程を遵守することを一層徹底させるとともに内部管理体制の強化を図ってまいります。

###### ②メディア事業

###### d. 内部管理体制の強化

##### (訂正前)

メディア事業が急速な事業環境の変化に適応しながら持続的に成長していくためには、各種業務の標準化と効率化を図ることが重要と認識しております。そのためには、全従業員が業務フロー・マニュアル・規定を遵守することを徹底させると共に内部管理体制の強化を図って参ります。

##### (訂正後)

メディア事業が急速な事業環境の変化に適応しながら持続的に成長していくためには、各種業務の標準化と効率化を図ることが重要と認識しております。そのためには、全従業員が業務フロー・マニュアル・規程を遵守することを徹底させると共に内部管理体制の強化を図って参ります。

### 3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

#### (1) 経営成績等の状況の概要

##### ①財政状態及び経営成績の状況

第6期連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

##### (訂正前)

当連結会計年度におけるわが国経済は、高水準の企業収益の継続が下支えとなり、緩やかな回復基調を維持しておりました。しかしながら、2019年10月に実施された消費増税による個人消費の停滞や保護主義的な動きに起因する通商問題の悪化によって、国内外の経済に悪影響を及ぼす懸念が高まり、さらに、新型コロナウイルスの感染拡大による経済への影響が増大し、景気の先行きは非常に厳しい状況となっております。

このような環境の中、当社グループの「人材事業」は、ゲーム業界を中心としたエンターテインメント系企業へクリエイター人材を派遣することを主な事業としているため、国内外経済が悪化する状況にあっても、活発化するオンラインゲーム市場の旺盛な人材ニーズを追い風に派遣先への配属社員数を前年度比43%増加させました（派遣社員数については「(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容 ②経営成績の分析」をご参照ください。）。

(省略)

##### (訂正後)

当連結会計年度におけるわが国経済は、高水準の企業収益の継続が下支えとなり、緩やかな回復基調を維持しておりました。しかしながら、2019年10月に実施された消費増税による個人消費の停滞や保護主義的な動きに起因する通商問題の悪化によって、国内外の経済に悪影響を及ぼす懸念が高まり、さらに、新型コロナウイルスの感染拡大による経済への影響が増大し、景気の先行きは非常に厳しい状況となっております。

このような環境の中、当社グループの「人材事業」は、ゲーム業界を中心としたエンターテインメント系企業へクリエイター人材を派遣することを主な事業としているため、国内外経済が悪化する状況にあっても、活発化するオンラインゲーム市場の旺盛な人材ニーズを追い風に派遣先への配属社員数を前年度比43%増加させました（配属社員数については「(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容 ②経営成績の分析」をご参照ください。）。

(省略)

##### ②キャッシュ・フローの状況

第6期連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

##### (訂正前)

営業活動により獲得した資金は、前連結会計年度に比べて16,695千円減少し、269,711千円となりました。主な増加要因として、メディア事業において当初予定していた収益が見込めなくなったことによる減損損失を計上したことに伴う減損損失460,878千円（前連結会計年度の発生はありません）によるものであります。主な減少要因として、税金等調整前当期純損失129,191千円（前年同期は税金等調整前当期純利益129,501千円で258,693千円減少）、売上債権の増加102,262千円（前年同期は売上債権の増加49,810千円、減価償却費7,867千円（前年同期は減価償却費64,954千円））であります。

##### (訂正後)

営業活動により獲得した資金は、前連結会計年度に比べて16,695千円減少し、269,711千円となりました。主な増加要因として、メディア事業において当初予定していた収益が見込めなくなったことによる減損損失を計上したことに伴う減損損失460,878千円（前連結会計年度の発生はありません）によるものであります。主な減少要因として、税金等調整前当期純損失129,191千円（前年同期は税金等調整前当期純利益129,501千円で258,693千円減少）、売上債権の増加102,262千円（前年同期は売上債権の増加49,810千円）、減価償却費7,867千円（前年同期は減価償却費64,954千円）であります。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

(訂正前)

経営者の支店による当社の経営成績等の状況に関する分析・検討内容は次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであります。

(訂正後)

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する分析・検討内容は次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであります。

②経営成績の状況に関する分析・検討内容

第7期第3四半期連結累計期間（自 2020年4月1日 至 2020年12月31日）

（目標とする経営指標の達成状況）

<メディア事業>

(訂正前)

	2021年3月期 第3四半期
売上高（千円）	52,120
売上総利益（千円）	36,483
売上総利益率（%）	70.0
セグメント利益又は損失（△）	7,031

(訂正後)

	2021年3月期 第3四半期
売上高（千円）	52,120
売上総利益（千円）	36,483
売上総利益率（%）	70.0
セグメント利益	7,031

### 第3【設備の状況】

#### 3【設備の新設、除却等の計画】（2021年4月30日現在）

(訂正前)

当社グループの設備投資計画については、当社が業界動向や投資効率を総合的に勘案して策定しております。なお、最近日現在における重要な設備の新設は次の通りであります。

(以下省略)

(訂正後)

当社グループの設備投資計画については、当社が業界動向や投資効率を総合的に勘案して策定しております。なお、最近日現在における重要な設備の新設の計画は次の通りであります。なお、除却等の計画はありません。

(以下省略)

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (2)【新株予約権等の状況】

##### ①【ストックオプション制度の内容】

(訂正前)

項目	新株予約権①	新株予約権②
決議年月日	2019年3月28日	2020年3月26日
付与対象者の区分及び人数 (名)	当社取締役 3 子会社取締役 1 当社従業員 26 子会社従業員 3	当社取締役 5 当社従業員 17 子会社従業員 2
新株予約権の数(個) ※	851 [733]	644 [574]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 851 [146,600] (注) 2	普通株式 644 [114,800] (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	100,000 [500] (注) 1、2	100,000 [500] (注) 1、2
新株予約権の行使期間 ※	自 2022年3月29日 至 2029年3月28日	自 2023年3月27日 至 2030年3月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 100,000 [500] (注) 2 資本組入額 50,000 [250]	発行価格 100,000 [500] (注) 2 資本組入額 50,000 [250]
新株予約権の行使の条件 ※	<p><u>当社の株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場されていること。</u>  <u>新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役および従業員の地位にあることを要するものとする。</u>  <u>新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。</u></p>	
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	<p>新株予約権を譲渡により取得するには、当社取締役会の承認を要するものとする。</p>	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	<p>組織再編に際して定める契約書または計画書等の条件に従って、以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。</p> <p>i 合併(当社が消滅する場合に限る。) 合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社</p> <p>ii 吸収分割 吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社</p> <p>iii 新設分割 新設分割により設立する株式会社</p> <p>iv 株式交換 株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社</p> <p>v 株式移転 株式移転により設立する株式会社</p>	

(注記省略)

項目	新株予約権③
決議年月日	2020年10月30日
付与対象者の区分及び人数 (名)	当社従業員 7
新株予約権の数(個) ※	100 [92]
新株予約権の目的となる株式 の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 100 [18,400] (注) 2
新株予約権の行使時の払込金 額(円) ※	216,000 [1,080] (注) 1、2
新株予約権の行使期間 ※	自 2023年10月31日 至 2030年10月30日
新株予約権の行使により株式 を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 216,000 [1,080] (注) 2 資本組入額 108,000 [540]
新株予約権の行使の条件 ※	<u>当社の株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場されていること。</u> <u>新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、権利</u> <u>行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役および従業員の地</u> <u>位にあることを要するものとする。</u> <u>新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。</u>
新株予約権の譲渡に関する事 項 ※	新株予約権を譲渡により取得するには、当社取締役会の承認を要するものとす る。
組織再編成行為に伴う新株予 約権の交付に関する事項 ※	組織再編に際して定める契約書または計画書等の条件に従って、以下に定める 株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に 応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。 i 合併(当社が消滅する場合に限る。) 合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社 ii 吸収分割 吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部または一 部を承継する株式会社 iii 新設分割 新設分割により設立する株式会社 iv 株式交換 株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社 v 株式移転 株式移転により設立する株式会社

(注記省略)

(訂正後)

項目	新株予約権①	新株予約権②
決議年月日	2019年3月28日	2020年3月26日
付与対象者の区分及び人数 (名)	当社取締役 3 子会社取締役 1 当社従業員 26 子会社従業員 3	当社取締役 5 当社従業員 17 子会社従業員 2
新株予約権の数(個) ※	851 [733]	644 [574]
新株予約権の目的となる株式 の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 851 [146,600] (注) 2	普通株式 644 [114,800] (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額 (円) ※	100,000 [500] (注) 1、2	100,000 [500] (注) 1、2
新株予約権の行使期間 ※	自 2022年3月29日 至 2029年3月28日	自 2023年3月27日 至 2030年3月26日
新株予約権の行使により株式 を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 100,000 [500] (注) 2 資本組入額 50,000 [250]	発行価格 100,000 [500] (注) 2 資本組入額 50,000 [250]
新株予約権の行使の条件 ※	<p>当社の株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場されていること。  <u>新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役および従業員の地位にあることを要するものとする。</u>  <u>新株予約権発行にかかる取締役会決議の日後2年を経過した日から当該決議の日後10年を経過する日までの間に行使しなければならない。</u>  <u>各年1月1日から12月31日までの間に、金1,200万円を超えて、新株予約権の行使に際しての払込みを行わない。</u>  <u>発行要項に定める権利行使期間の制約に加え、発行要項に定める権利行使期間の開始日あるいは当社株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場した日のいずれか遅い日から権利行使できるものとする。</u>  <u>権利行使期間の制約に加え、下記の期間内においては割当てられた新株予約権の総数に次の割合を乗じた数(ただし、かかる方法により計算した新株予約権の数のうち1個未満の部分については切り上げる。)を超える新株予約権の行使をすることができないものとする。</u>  <u>権利行使可能日から1年を経過する日まで 4分の1</u>  <u>権利行使可能日から1年経過日の翌日から2年を経過する日まで 4分の2</u>  <u>権利行使可能日から2年経過日の翌日以降 4分の4</u>  <u>新株予約権の割当個数の全部または一部を行使することができる。ただし、1個の新株予約権をさらに分割して行使することはできないものとする。</u>  <u>新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。</u>  <u>新株予約権を譲渡し、または、新株予約権に担保設定をしてはならない。</u>  <u>下記の条件のいずれか一にでも該当した場合、新株予約権を行使できないものとする。</u>  <u>イ) 禁固以上の刑に処せられた場合</u>  <u>ロ) 戒告以上の懲戒処分を2回以上受けた場合</u>  <u>ハ) 書面による事前の同意なく、競業他社の役員、従業員またはコンサルタント等に就いた場合</u>  <u>ニ) 所定の書面により新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合</u>  <u>ホ) 新株予約権の割当てを受けた後、当社または当社の子会社を退職していた場合</u>  <u>ヘ) 上記に定めるほか、新株予約権者が法令・社内諸規則等の違反、または当社に対する背信行為があり、当社が新株予約権の行使を認めない旨通知をした場合</u></p>	

<p>新株予約権の譲渡に関する事項 ※</p>	<p>新株予約権を譲渡により取得するには、当社取締役会の承認を要するものとする。</p>
<p>組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※</p>	<p>組織再編に際して定める契約書または計画書等の条件に従って、以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i 合併（当社が消滅する場合に限る。） 合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社</li> <li>ii 吸収分割 吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社</li> <li>iii 新設分割 新設分割により設立する株式会社</li> <li>iv 株式交換 株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社</li> <li>v 株式移転 株式移転により設立する株式会社</li> </ul>

(注記省略)

項目	新株予約権③
決議年月日	2020年10月30日
付与対象者の区分及び人数 (名)	当社従業員 7
新株予約権の数(個) ※	100 [92]
新株予約権の目的となる株式 の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 100 [18,400] (注) 2
新株予約権の行使時の払込金 額(円) ※	216,000 [1,080] (注) 1、2
新株予約権の行使期間 ※	自 2023年10月31日 至 2030年10月30日
新株予約権の行使により株式 を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 216,000 [1,080] (注) 2 資本組入額 108,000 [540]
新株予約権の行使の条件 ※	<p>当社の株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場されていること。  <u>新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役および従業員の地位にあることを要するものとする。</u>  <u>新株予約権発行にかかる取締役会決議の日後2年を経過した日から当該決議の日後10年を経過する日までの間に行使しなければならない。</u>  <u>各年1月1日から12月31日までの間に、金1,200万円を超えて、新株予約権の行使に際しての払込みを行わない。</u>  <u>発行要項に定める権利行使期間の制約に加え、発行要項に定める権利行使期間の開始日あるいは当社株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場した日のいずれか遅い日から権利行使できるものとする。</u>  <u>権利行使期間の制約に加え、下記の期間内においては割当てられた新株予約権の総数に次の割合を乗じた数(ただし、かかる方法により計算した新株予約権の数のうち1個未満の部分については切り上げる。)を超える新株予約権の行使をすることができないものとする。</u>  <u>権利行使可能日から1年を経過する日まで 4分の1</u>  <u>権利行使可能日から1年経過日の翌日から2年を経過する日まで 4分の2</u>  <u>権利行使可能日から2年経過日の翌日以降 4分の4</u>  <u>新株予約権の割当個数の全部または一部を行使することができる。ただし、1個の新株予約権をさらに分割して行使することはできないものとする。</u>  <u>新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。</u>  <u>新株予約権を譲渡し、または、新株予約権に担保設定をしてはならない。</u>  <u>下記の条件のいずれか一にでも該当した場合、新株予約権を行使できないものとする。</u>  <u>イ) 禁固以上の刑に処せられた場合</u>  <u>ロ) 戒告以上の懲戒処分を2回以上受けた場合</u>  <u>ハ) 書面による事前の同意なく、競業他社の役員、従業員またはコンサルタント等に就いた場合</u>  <u>ニ) 所定の書面により新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合</u>  <u>ホ) 新株予約権の割当てを受けた後、当社または当社の子会社を退職していた場合</u>  <u>ヘ) 上記に定めるほか、新株予約権者が法令・社内諸規則等の違反、または当社に対する背信行為があり、当社が新株予約権の行使を認めない旨通知をした場合</u></p>
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権を譲渡により取得するには、当社取締役会の承認を要するものとする。

<p>組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※</p>	<p>組織再編に際して定める契約書または計画書等の条件に従って、以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。</p> <p>i 合併（当社が消滅する場合に限る。） 合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社</p> <p>ii 吸収分割 吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社</p> <p>iii 新設分割 新設分割により設立する株式会社</p> <p>iv 株式交換 株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社</p> <p>v 株式移転 株式移転により設立する株式会社</p>
-----------------------------------	--

(注記省略)

### 3 【配当政策】

(訂正前)

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営における重要課題の一つと位置付け、将来の事業拡大と財務体質の強化のために必要な内部留保を行いつつ、継続的かつ安定的な配当を行うことを基本方針としております。

これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会の決議により、また、中間配当については取締役会の決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

当事業年度の配当につきましては、将来の事業展開と財務体質の強化のための内部留保の確保する観点から配当を実施しておりません。なお、現時点において配当実施の可能性及びその実施時期については未定であります。

内部留保資金につきましては、財務体質の強化を図るとともに、更なる成長に向けた事業拡充や、人材の確保及び社員定着率の向上に向けた財源として有効活用を図りながら、市場の動向、財務状況等を総合的に勘案したうえ、株主の皆様への利益還元に努めてまいります。

なお、当社は、「当社は取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当をすることができる。」旨を定款に定めております。

(訂正後)

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営における重要課題の一つと位置付け、将来の事業拡大と財務体質の強化のために必要な内部留保を行いつつ、継続的かつ安定的な配当を行うことを基本方針としております。

これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会の決議により、また、中間配当については取締役会の決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

当事業年度の配当につきましては、将来の事業展開と財務体質の強化のための内部留保の確保する観点から配当を実施しておりません。なお、現時点において配当実施の可能性及びその実施時期については未定であります。

内部留保資金につきましては、財務体質の強化を図るとともに、更なる成長に向けた事業拡充や、人材の確保及び社員定着率の向上に向けた財源として有効活用を図りながら、市場の動向、財務状況等を総合的に勘案したうえ、株主の皆様への利益還元に努めてまいります。

なお、当社は、「剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める」旨を定款に定めております。

### 4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

#### (1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

##### ③企業統治に関するその他の事項

##### (c) 子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

(訂正前)

当社は、国内子会社1社を有しております。関係会社に対する管理は、下記3点を基本方針としております。

ア. 関係会社は、グループ戦略に則って運営されるものとする。

イ. 関係会社における業務執行は、当社「職務権限規程」に基づき、事前に承認が行われ、取締役会において連結ベースでの報告がなされるものとする。

ウ. 関係会社との取引は、公平性を重視し、一般的に取引条件により行うものとする。

また、当社の内部監査室が子会社の内部監査を実施することで、子会社における業務の適正を確保しております。

(訂正後)

当社は、国内子会社1社を有しております。関係会社に対する管理は、下記3点を基本方針としております。

ア. 関係会社は、グループ戦略に則って運営されるものとする。

イ. 関係会社における業務執行は、当社「職務権限規程」に基づき、事前に承認が行われ、取締役会において連結ベースでの報告がなされるものとする。

ウ. 関係会社との取引は、公平性を重視し、一般的な取引条件により行うものとする。

また、当社の内部監査室が子会社の内部監査を実施することで、子会社における業務の適正を確保しております。

## 第5【経理の状況】

### 1【連結財務諸表等】

#### (2)【その他】

最近の経営成績及び財政状態の概況

注記事項

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

#### 3 会計方針に関する事項

(訂正前)

(省略)

#### (3) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっています。

#### (4) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜処理によっております。

(訂正後)

(省略)

#### (3) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却方法については、5年間の定額法により償却を行っております。

#### (4) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっています。

#### (5) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜処理によっております。

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

3 会計方針に関する事項

（訂正前）

（省略）

(3) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却方法については、5年間の定額法により償却を行っております。

(4) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっています。

(5) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜処理によっております。

（訂正後）

（省略）

(3) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっています。

(4) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜処理によっております。

（重要な会計上の見積り）

（訂正前）

記載なし

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（省略）

（訂正後）

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（省略）

## 第四部【株式公開情報】

### 第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

(訂正前)

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2018年5月24日	木村 重晴	神奈川県横浜市鶴見区	特別利害関係者(当社の取締役)	服部 由佳	東京都文京区	—	1	1,000,000 (1,000,000)	所有者の資金需要により譲渡
2019年9月30日	武林 聡	東京都渋谷区	特別利害関係者(当社の取締役)	松本 和之	兵庫県姫路市	—	100	10,000,000 (100,000)	所有者の資金需要により譲渡

- (注) 1. 当社は、株式会社東京証券取引所への上場を予定しておりますが、同取引所が定める有価証券上場規程施行規則(以下「同施行規則」という。)第253条の規定に基づき、特別利害関係者等(従業員持株会を除く。以下1において同じ)が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年前の日(2017年4月1日)から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡(上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。)を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第219条第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)」に記載するものとするとされております。
2. 当社は、同施行規則第254条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認するものとするとされております。また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。
3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。
- (1) 当社の特別利害関係者……………役員、その配偶者及び二親等内の血族(以下、「役員等」という。)、役員等により総株主等の議決権の過半数を所有されている会社並びに関係会社及びその役員
  - (2) 当社の大株主上位10名
  - (3) 当社の人的関係会社及び資本的关系会社並びにこれらの役員
  - (4) 金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業務を行う者に限る。)及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社及び資本的关系会社
4. 移動価格算定方式は次のとおりです。
- DCF法(ディスカунテッド・キャッシュフロー法)、純資産方式及び類似会社比準方式により算出した価格を総合的に勘案して、譲渡人と譲受人が協議の上、決定いたしました。
5. 当社は、2019年3月19日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っており、また2020年12月10日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「移動株数」及び「価格(単価)」は当該株式分割前の「移動株数」及び「価格(単価)」を記載しております。

(訂正後)

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2018年5月24日	木村 重晴	神奈川県横浜市鶴見区	特別利害関係者(当社の取締役)	服部 由佳	東京都文京区	—	1	1,000,000 (1,000,000)	所有者の資金需要により譲渡
2019年9月30日	武林 聡	東京都渋谷区	特別利害関係者(当社の取締役)	松本 和之	兵庫県姫路市	—	100	10,000,000 (100,000)	所有者の資金需要により譲渡

- (注) 1. 当社は、株式会社東京証券取引所への上場を予定しておりますが、同取引所が定める有価証券上場規程施行規則(以下「同施行規則」という。)第253条の規定に基づき、特別利害関係者等(従業員持株会を除く。以下1において同じ)が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年前の日(2018年4月1日)から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡(上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。)を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第219条第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)」に記載するものとするとされております。
2. 当社は、同施行規則第254条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認するものとするとされております。また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。
3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。
- (1) 当社の特別利害関係者……………役員、その配偶者及び二親等内の血族(以下、「役員等」という。)、役員等により総株主等の議決権の過半数を所有されている会社並びに関係会社及びその役員
  - (2) 当社の大株主上位10名
  - (3) 当社の人的関係会社及び資本的关系会社並びにこれらの役員
  - (4) 金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業務を行う者に限る。)及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社及び資本的关系会社
4. 移動価格算定方式は次のとおりです。
- DCF法(ディスカунテッド・キャッシュフロー法)、純資産方式及び類似会社比準方式により算出した価格を総合的に勘案して、譲渡人と譲受人が協議の上、決定いたしました。
5. 当社は、2019年3月19日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っており、また2020年12月10日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「移動株数」及び「価格(単価)」は当該株式分割前の「移動株数」及び「価格(単価)」を記載しております。

## 第2【第三者割当等の概況】

### 1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

(訂正前)

項目	株式①	新株予約権①	新株予約権②	新株予約権③
発行年月日	2018年5月15日	2019年3月29日	2020年3月27日	2020年10月31日
種類	普通株式	第1回新株予約権 (ストックオプション)	第2回新株予約権 (ストックオプション)	第3回新株予約権 (ストックオプション)
発行数	335株	普通株式 975株	普通株式 644株	普通株式 100株
発行価格	1,000,000円 (注) 2.	100,000円 (注) 2.	100,000円 (注) 2.	216,000円 (注) 2.
資本組入額	500,000円	50,000円	50,000円	108,000円
発行価額の総額	335,000,000円	97,500,000円	64,400,000円	21,600,000円
資本組入額の総額	167,500,000円	48,750,000円	32,200,000円	10,800,000円
発行方法	第三者割当	2019年3月28日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストックオプション)に関する決議を行っております。	2020年3月26日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストックオプション)に関する決議を行っております。	2020年10月30日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストックオプション)に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	—	(注) 3.	(注) 3.	(注) 3.

(注) 1. 第三者割当等による募集株式の割当て等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所の定める規則は、以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則第255条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集株式の割当てを行っている場合(上場前の公募等による場合を除く。)には、新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、書面により募集株式の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
  - (2) 同取引所の定める同施行規則第259条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
  - (3) 当社が、前2項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
  - (4) 当社の場合、上場申請日直前事業年度の末日は、2020年3月31日であります。
2. 株式の発行価額は、DCF法(ディスカунテッド・キャッシュフロー法)、純資産方式及び類似会社比準方式により算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。
3. 同取引所の定める同施行規則第259条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割り当てを受けた役員又は従業員との間で、報酬として割り当てを受けた新株予約権を、原則として、割り当てを受けた日から上場前の前日又は新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。

4. 新株予約権の行使時の払込価格、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については、以下の通りとなっております。

	新株予約権①	新株予約権②	新株予約権③
行使時の払込金額	100,000円	100,000円	216,000円
行使期間	2022年3月29日～2029年3月28日	2023年3月27日～2030年3月26日	2023年10月31日～2030年10月30日
行使の条件	<u>新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役および従業員の地位にあることを要するものとする。</u> <u>その他の条件は当社と新株予約権者の割当てを受けたものとの間で締結した「新株予約権割当契約」で定めるところによる。</u>	同左	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	<u>割当日から上場日の前日までの間は、新株予約権の全部または一部を第三者に譲渡しないものとする。</u>	同左	同左

5. 2019年2月28日開催の取締役会決議により、2019年3月19日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っておりますが、株式①の「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」は、当該株式分割前の「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」を記載しております。
6. 2020年12月10日開催の取締役会決議により、2020年12月10日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っておりますが、新株予約権①、②及び③の「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」は、当該株式分割前の「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」を記載しております

(訂正後)

項目	株式①	新株予約権①	新株予約権②	新株予約権③
発行年月日	2018年5月15日	2019年3月29日	2020年3月27日	2020年10月31日
種類	普通株式	第1回新株予約権 (ストックオプション)	第2回新株予約権 (ストックオプション)	第3回新株予約権 (ストックオプション)
発行数	335株	普通株式 975株	普通株式 644株	普通株式 100株
発行価格	1,000,000円 (注) 2.	100,000円 (注) 2.	100,000円 (注) 2.	216,000円 (注) 2.
資本組入額	500,000円	50,000円	50,000円	108,000円
発行価額の総額	335,000,000円	97,500,000円	64,400,000円	21,600,000円
資本組入額の総額	167,500,000円	48,750,000円	32,200,000円	10,800,000円
発行方法	第三者割当	2019年3月28日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストックオプション)に関する決議を行っております。	2020年3月26日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストックオプション)に関する決議を行っております。	2020年10月30日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストックオプション)に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	—	二	(注) 3.	(注) 3.

(注) 1. 第三者割当等による募集株式の割当て等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所の定める規則は、以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則第255条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集株式の割当てを行っている場合(上場前の公募等による場合を除く。)には、新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、書面により募集株式の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
  - (2) 同取引所の定める同施行規則第259条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
  - (3) 当社が、前2項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
  - (4) 当社の場合、上場申請日直前事業年度の末日は、2020年3月31日であります。
2. 株式の発行価額は、DCF法(ディスカунテッド・キャッシュフロー法)、純資産方式及び類似会社比準方式により算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。
3. 同取引所の定める同施行規則第259条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割り当てを受けた役員又は従業員との間で、報酬として割り当てを受けた新株予約権を、原則として、割り当てを受けた日から上場前の前日又は新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。

4. 新株予約権の行使時の払込価格、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については、以下の通りとなっております。

	新株予約権①	新株予約権②	新株予約権③
行使時の払込金額	100,000円	100,000円	216,000円
行使期間	2022年3月29日～2029年3月28日	2023年3月27日～2030年3月26日	2023年10月31日～2030年10月30日
行使の条件	<u>「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 ① ストックオプション制度の内容」に記載の通りであります。</u>	<u>「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 ① ストックオプション制度の内容」に記載の通りであります。</u>	<u>「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 ① ストックオプション制度の内容」に記載の通りであります。</u>
新株予約権の譲渡に関する事項	<u>「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 ① ストックオプション制度の内容」に記載の通りであります。</u>	<u>「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 ① ストックオプション制度の内容」に記載の通りであります。</u>	<u>「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 ① ストックオプション制度の内容」に記載の通りであります。</u>

5. 2019年2月28日開催の取締役会決議により、2019年3月19日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っておりますが、株式①の「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」は、当該株式分割前の「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」を記載しております。
6. 2020年12月10日開催の取締役会決議により、2020年12月10日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っておりますが、新株予約権①、②及び③の「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」は、当該株式分割前の「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」を記載しております